

## 第20回策定委員会開催概要及び議事録概要版

件名	第20回 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会	
日時	平成20年9月30日（火） 18：00～20：10	
場所	市庁舎 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	岡本志郎、片山信行、木内喜久子、阪本昌彦、佐藤真理、田中啓義、田中幹夫、古海忍、坊忠一、三浦教次、元島満義、森住明弘、安田美紗子、山口裕司、吉岡正志、吉田隆一、四元信義、渡邊信久
	事務局	岩井部長、仲参事、山下課長、堀内工場長、吉住課長、松本補佐、森嶋補佐、平木主任、深村主任
	コンサル	館田剛志、大木雄介
記録作成者	奈良市施設課	
配付資料	資料41 第19回策定委員会開催概要及び議事録概要版（案） 資料42 奈良市ごみ焼却施設移転建設候補地区の募集について（案） 資料43 ごみ焼却施設の候補地選定（案） 候補地区の比較表 ・（参考資料）ごみ焼却施設等の規模について	
<b>会 議 内 容</b>		
開 会 部長挨拶 1. 議 事 (1) 第19回策定委員会議事録概要版の確認 (2) 移転建設候補地の募集について (3) ごみ焼却施設の候補地選定について (4) 今後の策定委員会開催日程などについて  閉 会		

	議事要約内容
事務局(深村)	● 本日は奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会の第20回目の会合でございます。委員会開会に先立ちまして、岩井環境清美部長より一言ご挨拶を申し上げます。
事務局(岩井部長)	「部長挨拶」
事務局(深村)	● 出席状況ですが、委員総数21名のうち、現在16名ご出席頂いており本日の委員会は成立していることをご報告申し上げます。 尚、本日、郡薦委員、今井委員、國領委員には、ご欠席の連絡を頂いております。議事の進行は、渡邊委員長代理にお願いしたいと思います。
渡邊委員長代理	● 今日第20回の奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会です。まず資料の確認をお願い致します。
事務局(深村)	「資料の確認」
渡邊委員長代理	● 市民だよりには募集すると書いてるのですが、募集の文章資料42は、今日この場で皆さんに承認を頂いて、10月10日から公表することになります。 会議を公開で行なってますけれども、特に資料43については、生活環境とか自然環境で○×をつけた表現になっており、そのまま公開するのは、はばかると考えており、傍聴の方に見て頂いた後、お帰りの際に回収させて頂きたいと考えています。
森住委員	● 本来であれば、出すべきじゃないと思うのですよ、案の段階ですから。何を議論しているか分かりませんから、見て頂きますけども、原則は、ここで見て頂くけども外へ出さないのですと。
渡邊委員長代理	● 内容が内容だけに一人歩きされると困るので、ご了承頂きたい。  (1) 第19回策定委員会開催概要及び議事録概要版(案)の確認
渡邊委員長代理	● この議事要録ですか、第19回の時の議事要録の内容について、何かご指摘ご注意頂くこと、事務局には何か届いておりますか。
事務局(深村)	● 吉岡委員から、若干ニュアンスが異なるという訂正を頂いており、コピーを配らせて頂いております。
渡邊委員長代理	● 何かお気づきの点が、途中でもございましたら、ご注意頂きまして、この会議の終わる時には、この議事要録概要版が確定と考えたいと思います。
事務局(吉住)	(2) 「奈良市ごみ焼却施設移転建設候補地の募集について(案)(資料42)の説明」(当日配付) 第19回の策定委員会で提案し、各委員からご意見を事務局で整理し、渡邊委員長代理並びに森住委員で検討頂き、8月下旬に修正(案)を作成したのち、

	<p>各委員にお送りし、改めて委員からご意見を伺った。数点のご意見を頂き、再度、両委員に検討をお願いし、資料42として取りまとめた。</p> <p>1点目、策定委員会名で募集することに変更。</p> <p>2点目、募集期間を、10月10日から12月9日までの約2ヶ月間。</p> <p>3点目、応募申請書、土地権利関係一覧表の抵当権とか地上権設定等の登記上の制限内容について記載するということを削除。</p> <p>4点目、文章の表現内容を再度見直し修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民日より10月号に、募集の概要についてお知らせしており、候補地区の位置図等を含めた詳細内容は、施設課並びに情報公開課において、配付すると共に奈良市HPへの掲載を予定。</li> <li>・候補地の位置図等について、プロジェクターで説明。</li> </ul>
<p>渡邊委員長代理</p> <p>事務局(吉住)</p>	<p>● 資料42で、前回審議した時は、この線でという話で、細かな修正ありましたら、森住委員と私に御一任頂き、直して10月1日には間に合うように話をしていたのですが、いくつも修正点が出てまいりまして、10月10日からの募集にすれば、今日内容を完全に決定することができるので、9月30日にこの会議を行い、10月10日としている次第でございます。</p> <p>以前は共同で申し込むことができるという表現だったのですが、最終案では、「仮に単独の応募の面積が10haより小さくても、隣接地の合計が10haに達する見込みがあれば、応募可能」という表現にさせて頂いております。応募方法の地元住民との接触がどの位あったかについて尋ねるところですが、最終案では、「本件土地の所有や使用に関して、地元自治会や住民の方々とは接触する機会やいきさつがありましたか。あればその状況についてお知らせください」という表現にしています。もしもあったら知らせてくださいね。というメッセージをここで込めているつもりであります。</p> <p>候補地内土地所有者様という文章ですが、市民だよりに掲載しているけれども、市域外に住んでおられる地権者に対して、こういう募集を行いますから、気にかけてくださいという内容ですね。</p>
<p>渡邊委員長代理</p> <p>事務局(吉住)</p>	<p>● この一枚を委員長名で、市民だよりにマーカーをして一緒に送らせて頂き、施設課へ問い合わせ頂くか、HPで確認頂くという対応を考えてます。</p> <p>● それ位がいいかと思えます。それと地図を付けるという話ですね。③-4とか書いて、初めて見る人ですと、番号に違和感を感じる人があるかもしれません。中間報告出した時は、番号はいっぱいあったと思えます。なぜここが残ったかは、HP上、見られるようになっているのですか。</p>
<p>事務局(吉住)</p> <p>渡邊委員長代理</p>	<p>● HPには、議事録の概要版と各委員会の資料として、HPで公開してますし、情報公開課でも閲覧できるようにしてます。HPは、第1回から第18回までの委員会での検討内容と資料、中間報告、パブリックコメントでの概要も載せてますので、理解頂けると考えております。</p> <p>● 注意深く見て頂ければ分かるだろうと。</p>

森住委員	● 先程地図見せて頂きまして、町名入れておられましたが、区域内で1つしか書いてなかったら、全部が北村町とか考えていいのですか。
事務局(吉住)	● 地図上では、町界が表示しきれないので、代表の町名を出させて頂いてます。すべての町が網羅されている訳ではないです。
森住委員	● 外したところは非常に小さいとか説明ついたらいいんですけども。
事務局(吉住)	● ほとんどの町名は入れてまして、角でかかっている程度は入れてないです。
事務局(仲)	● 町界を調べようとしたら立合いとかして頂かないと出てこないのです。どう表現すればいいのか、ご教授頂ければと思います。
森住委員	● 断り入れといたらいいね。
元島委員	● 例えば、「代表的な地名を書かせて頂きました。位置関係だけのご理解できるように作りました」と最初に注意書きを入れておいたらどうですか。
事務局(吉住)	● ご指摘頂いた案で、「代表的な町名のみを掲載させて頂きました」とか、注意書きの文書を註釈として付ける対応を考えております。
渡邊委員長代理	● すべての白図に、付けて頂いた方がいいかと思います。
森住委員	● 代表的というより、「位置関係知らせるため」と入れた方がいいかも。
渡邊委員長代理	● 全部の地図に書いて頂いた方がいいと思います。
A委員	● ⑥-1の図で芝辻町が大きく出てるんですけど。飛び地ですか。
B委員	● 飛び地は、芝辻町というのが2ヶ所か3ヶ所あるんです、奈良市内に。
A委員	● ずっと細長く、主水源から、細長く新大宮のこの辺まできてる…。
B委員	● 新大宮の方は、芝辻町何丁目となっておりますけど、こっちはそうじゃなくて、飛び地だと思います。
A委員	● 表の中の⑥-1の川上・中ノ川地区という表示の中に、芝辻が出てなくて、地図の表示で芝辻が大きく出てるものですか。
B委員	● あの地域は奈良市長尾町なんです。郵便はそれで行くんですけど。
渡邊委員長代理	● 資料43では川上町・中ノ川と書いてますよ。
事務局(森嶋)	● 芝辻町と記入してますのは、区域内の大部分が、芝辻町の飛び地です。横と下の方に中ノ川と表現させて頂いてます。飛び地という特殊な状況もあるかも分からないんですけども、ご理解を頂きたいと思います。
事務局(吉住)	● エリアの中の町をできるだけ入れる形で、再度地番図等も確認の上、事務局で修正して資料として添付したいので、ご了承頂きたいと思います。
渡邊委員長代理	● 中間報告で15ヶ所選んで、その内の9を今回出してるので、あの名前が基本だと思います。名前が変わると混乱しますので、あの名前をこの赤枠の中に入れて頂いたら、間違いないと思います。
事務局(森嶋)	● 一般的には中ノ川と呼んでますが、地番を調べますと、ほとんどの部分が芝辻町の飛び地で、正式な書類ですので、芝辻町と表現をさせて頂きたい。今まで中ノ川町と広報してますので、周辺は中ノ川と表現をさせて頂いた訳です。
渡邊委員長代理	● 通称名と違うんですね。今まで我々が中ノ川という名前を付けてたのは、あまり正確ではなかったということですね。

事務局(吉住)	● 芝辻町として表現させて頂いたのは、奈良市の場合は自治会の名前＝土地登記簿謄本の町名の名前、イコールになってるのがほとんどなんですけれど。この場所は、自治会は中ノ川並びに長尾町という自治会が活動されていますが、土地登記簿謄本の町名は芝辻町何番地となっており、候補地の方に申し出頂くために、芝辻町と表現をしています。自治会単位の町名と登記簿の町名が、芝辻町の飛び地になってましたので、登記簿上の町名を表示をさせて頂いています。
B委員	● 登記簿上は芝辻町になってるんじゃないですか。それは正解ですけど、住民が住んで、郵便は、その町名ではいきません。
渡邊委員長代理	● 公式の文書ですから、登記簿の言葉を使うのは基本かと思いますが、通称名も重要かと思うので、註釈を付けるようなことも。
事務局(仲)	● 中間報告の名前と完全に変わってる訳です。註釈がないですから見た人は、「何んでや」となってきます。図面見て「芝辻町も入ってる」と聞いたら、芝辻町に住んでる方も「うちが入ってるのか」となってきますから、登記簿上に載ってる分を書いてますけども、混乱を起さないようにどういう註釈を付けたらいいのか、ご教授頂けたらと思います。
渡邊委員長代理	● 中間報告に使った言葉と同じ言葉を使うのが基本です。登記簿上の名前があって、そこに* (アスタリスク) をつけて「通称名は何々と呼ばれております。但し登記簿の記載通り、ここでは記載しております」と書いておいたら。それも全ての地図に書いて頂きたい。やってはいけないのは、中間報告の地名が消えてなくなることです。
佐藤委員	● 住居表示と地番表示が違うこといっぱいありますよね。町名が違うというのはあまりないんですけども。ここは住居表示は中ノ川町なんです、それとも住居表示も芝辻を使ってるんでしょうか。
事務局(吉住)	● 赤枠のエリアは、住宅地がございませんので、住居表示はございません。あのエリアから下の川沿いに中ノ川町と書いてまして、長尾町自治会が、自治会組織を作って活動されています。
安田委員	● 中間報告で、中ノ川と表示があったように、中ノ川にしておいて、枠の外に「登記簿上は芝辻町です」とした方が分かり易いのではないですか。
渡邊委員長代理	● 今の安田委員の意見はごもっともではありますが、我々委員会が地図を出すのでかまいませんね。通称名を上を書いて、下に芝辻町と書く方法でも問題はないと思います。そうして頂いてよろしいですか。
渡邊委員長代理	(3) ごみ焼却施設の候補地選定について (資料43) ● 資料43、候補地区の比較表の位置付けですが、今回の募集要綱に付けてお渡しするものではありません。応募がきた場合に、それを比較して、どこに決めようかという作業をするときに、参照する資料として、今作っていると、私は理解しております。土壤汚染があるとかないとかを匂わせるところもあるの

事務局(吉住)	<p>で、回収した方がいいと思いますね。不動産価値とかにも影響するかもしれませんので。</p> <p>「資料43について説明。」</p> <p>委員の方からご意見を受け、修正または新たに項目を加え、整理。</p> <p>1点目 評価項目をプラス要因並びにマイナス要因を同一の項目ごとに枠を仕切って、再整理。</p> <p>2点目 航空写真の地図は、場所ごとに縮尺が異なるので、配置をイメージし易いよう、10haの用地のサイズを図面に表示。</p> <p>3点目 プラス・マイナスの程度が異なるので、○△の表示を避け、文章での太字・斜体で整理。</p> <p>その他 文章の表現方法について、再度見直し修正。</p> <p>評価項目 地権者の協力で、候補地区の地権者の数、およそ10haで、土地を持っている人数を入れる。</p> <p>経済効率 収集運搬効率で現施設との収集運搬コスト比率を表記。 下水道の整備計画区域における排水処理について、排水処理方式に制限が生じる点のみを掲載。</p> <p>生活環境 候補地のエリアで、正型な形がとれるか評価項目に追加。</p> <p>自然環境 農振・農用地、保安林の指定状況及び風致地区の近接状況を評価項目として整理。</p>
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前回の比較表は、表現に改善の余地があるという話で、今回綿密に作って頂き、土地の比較を行なうのに、参照してやりましょうという話ですね。</li> </ul>
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前回の指摘を受け、メリハリのついた比較表になってると思うんですが、⑥-1川上町、中ノ川町の地内で、「電気上下水道等の供給設備の整備が容易である」と表現してますが、中ノ川は上水道が埋設されてるんです。この書き方では誤解を生ずる気がします。それと⑤-1、農地って書いてるのですが、稲作が主体に行なわれて、稲がいっぱい穂を付けてるのを見るにつけ、比較表の中に入れていいもんかなという気がしました。</li> </ul>
事務局(仲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「容易である」という表現は、前面道路に入っているだけで、土地に引かれてませんので、そこは上水道の施設が容易に引けるということです。</li> </ul>
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表現方法でメリハリはついてるけれども、弱いのと違うかな。決定的に差をつけていかないと、最終的に候補地絞るときに困るんじゃないかな。</li> </ul>
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ③-4、⑤-1、⑥-1までは下水道の整備区域ですが、これ以降は区域外ですので、水を流すことに、すごく注意しないといけないので、下水道の整備区域に入っているかどうかは、大きな違いがあるかと思います。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● およそ10ha当たりという意味がよく分からないのですよ。例えば、③-4であれば、20haありますから、全部で100人いるという意味ですか。</li> </ul>
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 候補地区の面積がそれぞれ異なって、単純に比較できないので、候補地選定に、面積は10ha程必要で、全ての権利者の方を10haで割って、比較評価し易い</li> </ul>

森住委員	<p>ように表現した数字です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平均やね。</li> </ul>
事務局(吉住)	<p>地権者の協力の欄で、北之庄町は意見があったと思うんですが、ここに書いてなくて、③-4は書いてるとまずいんじゃないんでしょうか。</p>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントで、⑤-1の北之庄町からはご意見がございませんでしたので、空白とさせて頂きました。すでに削除してます、⑤-4と⑤-3のところではご意見頂いています。</li> </ul>
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活環境のところ、市境界のために協議が必要という言葉と調整が必要であると。違いが具体的に何するのかよく分からない。声かけるだけでいいのか、合意をもらわないとできないのか。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 明確に、同意書まで求めるかどうかは決まってないので、協議と表現させて頂きました。</li> </ul>
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決まってないと余計不安になるのです。少なくとも原則があるはずやからね、協議が整わないとダメやという判断も有り得るし。どういうスタンスで奈良市は望むのかみんなに分かってないと。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 何ヶ所かございますけれども、③-4でしたら、大和郡山市の住宅地から100mエリアに一部入ってますので、今は、関連する隣接の市との協議は、できないですけども、絞り込んで頂いたのち、隣接の市との協議に入りたいと。必ず候補地の何m以内の住民の方の同意は取らないといかんという、文章的な表現がございませんが、放っておく訳にはいきませんので、大和郡山市並びに木津川市で、隣接している自治会等については説明は必要になると考えております。</li> </ul>
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大事なことは、向こうが同意しなくてもやれるのかどうかでしょ。その腹決めておくか、皆に公開しておかないと、曖昧な言葉で濁していますと、同意得られなければできなくなるんですよ。事実上、同意と協議とほとんど変わらないじゃないですか。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 何ヶ所かございますけれども、③-4でしたら、大和郡山市の住宅地から100mエリアに一部入ってますので、今は、関連する隣接の市との協議は、できないですけども、絞り込んで頂いたのち、隣接の市との協議に入りたいと。必ず候補地の何m以内の住民の方の同意は取らないといかんという、文章的な表現がございませんが、放っておく訳にはいきませんので、大和郡山市並びに木津川市で、隣接している自治会等については説明は必要になると考えております。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大事なことは、向こうが同意しなくてもやれるのかどうかでしょ。その腹決めておくか、皆に公開しておかないと、曖昧な言葉で濁していますと、同意得られなければできなくなるんですよ。事実上、同意と協議とほとんど変わらないじゃないですか。</li> </ul>
コンサル(館田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 奈良市の規模ですと、環境影響評価という形になりますので、基本的には手続きが必要。周辺の同意何mというのは環境影響審議会が県の中にできますが、そこで諮られる。例えば産業廃棄物処理施設ですと、周囲何mの同意をとってくるのは明確になっているのですが、はっきりしてないのが実情です。</li> </ul>
コンサル(館田)	<p>予測評価の内容ですと、煙突から出るきれいにした排ガスは影響評価の範囲が何キロというオーダーで、隣の市も影響評価に入るとというのが一つあります。騒音振動とかは、敷地境界で守ればいいので、奈良市の中に全部入ってる場所は、ほとんど問題ないとなるのですが、京都府とか隣の市と隣接してると、どうとるかの基準も考えておくのは、必要となる可能性はあるところです。</p>
コンサル(館田)	<p>ここで明確に、できるできないの判断は、法律上、条文として書いているところがないのです。審議会の中で問題ないとお墨付きをもらうまでやらなきゃいけないというのが実態です。</p>

森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実態としてそうですけど、同意がないとできないというのがあれば、住民側の権利になる訳です。同意を与えない限りは、アセスメントできない形になる訳でしょ。そういうことがあるのであれば、重大なことですよ。</li> </ul> <p>今の基本方針は、当該地区の自治会の同意は必要とするという原則ですわね。法的には決められてないですが。そういう基本方針で進んでいるでしょ。その周辺については、必ずしも同意は取らんでもよろしいというのは、ここの大原則でしょ。その原則と反してくる訳ですよ、今の話だと。</p>
コンサル(館田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本はそうなのです。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アセスメントについて協議が整わないとできないとおっしゃったじゃないですか。</li> </ul>
コンサル(館田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● それは環境審議会での判断になってきますので、法律上明確に決まっているところではないのです。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境審議会が、同意が取れたかどうか判断をして、そこが取れたと判断したらいけるという意味ですか。</li> </ul>
コンサル(館田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同意を取るかどうかの判断すら決まってないのが、正直なところです。環境影響審議会の中で、各種の項目全部洗い出すということをやります。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● そこで判断する訳、同意が必要か不必要かも。その隣接地区の同意を取る必要があるかないかの判断は審議会に任されているのですか。</li> </ul>
コンサル(館田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本はそれもないです。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● どうなっているんや。そこのところ説明してほしい。</li> </ul>
コンサル(館田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般廃棄物処理施設の場合は、明確に決まっているのは何もないのです。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● だったら、奈良市として方針立てないといかんやないですか。市として、こういうことを望みますということ、これは事前に言うておかないと、ものすごくもめますよ。奈良市として、周辺には精一杯努力しますが、迷惑かけないことは、自信ありますから、協議が整わなくてもやりますということ、基本方針で言うておかないと、地元の地区と同じ同意の権利を与えてることになるやないですか。</li> </ul>
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森住委員がおっしゃっていることは、大変重要なことでありまして、泉北クリーンセンターでの、ご説明では、隣接した他の市の住宅が近くにあるけれども、そこから反対運動が起こったときに、どう対処したかってことを説明して頂きました。</li> </ul> <p>隣接した市の住民は、自分達のごみの処理・処分については全くノータッチでありながら、横の都市のごみについて一方的な反対を繰り返すだけで、自分達は何もしてないということで、和泉市の住民は、自分達のごみのことだからということで、堺市側の住民の物言いについては、取り合わなかったとはいいませんけれども、完全に合意するまで協議をしたってことではなかったという経緯があったと思いますね。</p> <p>一般廃棄物の処理施設は、公共性が大変高いものでありますから、すべて</p>

四元委員	<p>について同意を取るというきれいごとだけでは、片がつかないということを森住委員は、あちこちで経験をしておりますので、今のご意見は、生活環境の項目で、他市との市境界に接しているために、何々協議というのは、軽々しく書くものではないという指摘ですね。</p>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● この大和郡山市との間には、すでに大和郡山市は奈良市に隣接して焼却場を設けていますね。これはおそらく協議していると思います。協議事項の内容は、アセスメントをクリアすれば、当然同意はされる訳ですね。条件がクリアされれば、協議は当然成立すると思うのですが、あと3ヶ所所に絞れば、協議の話を進めていけるのじゃないかと思っております。</li> </ul>
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今日はもう時間足らないから、この論点は一回位とって十分議論しなければならぬ論点です。今日はだから置いておいたらどうですか。</li> </ul>
事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これは公開するものではありませんので、市境界が近いと、しかも他市の住宅があるということで、協議が必要という表現ではなくて、その点、考慮を要するとかぐらいのことに考えておいてはどうでしょうか。</li> </ul> <p>一般廃棄物処理施設の公共性が高いからという理由で、何もかもがごね得であってもいけないと思うし、がんとつっぱねる所もあっていいかと思いますが、今日、それを強く議論する内容ではないと思いますが、法的な必要性がある訳ではなくて、考慮はしておきましょうという表現にしておきたいと思いません。</p> <p>ここの文章、僕も気になってまして、協議が必要と書いているのと、調整が必要と、言葉2つに分けて書いています。これ何かあったのですか。</p>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 前回は、プラス要因並びにマイナス要因という形の2段階評価をさせて頂いて、プラスでもマイナスに近いプラスとか、いろんな表現方法がありましたので、今回は評価の分け方を、もう少し細かく分けて、3段階評価的な文章内容にさせて頂きました。協議は考慮という形で修正したいと考えてますが、直接、候補地が市境界と隣接している所については協議という言葉を使わせて頂き、他市と概ね500m以内に近接していれば、調整という言葉を使わせて頂いています。500mを外れているところは、他市との調整は必要ないというメリットという形で、2段階評価では、色々ご意見がありましたので、評価の仕方を考えさせて頂いて、文章表現も訂正させて頂いています。</li> </ul>
事務局（仲）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議と調整で具体的にどこがどう違うのですか、さっぱり分かりませんからね、こういう言葉使うともめごとの元になるのですよ。それが皆に明確になってないと、暗礁に乗り上げるのですよ。</li> </ul>
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議が法律的に背景があっても必要かどうかで、変わってきますので、100%同意をしてもらえるのが、最高だと思うんですけど、同意が絶対に法律的に必要やというのとないのでは、心の持ち方が変わってきますので、勉強させて頂いて、変えさせて頂きたいと思いません。</li> <li>● 「周辺に比較的多くの住宅が存在し」、のあと、「生活環境での対策が必要に</li> </ul>

事務局 (吉住)	<p>なる」って書いてあるでしょ。私達の前提は、施設が建って操業後は、あまり影響ないという立場ですからね。ここのところは、何するのですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅地から100m以内は候補地区から削除してますが、無視できないという趣旨で、生活環境の保全対策が必要となると書かせて頂きました。</li> </ul>
森住委員 事務局 (吉住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 趣旨は分かりますが、具体的なことを必ず求められます。</li> <li>● 10ha程度の規模設定する中で、住宅地の点在するところは、外周緑地の幅を広く取り、周辺の住宅地に配慮した整備を考えたいという趣旨です。</li> </ul>
森住委員 渡邊委員長代理 田中(啓)委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● そう書いたほうがいい。</li> <li>● 住宅地との間に緑地による緩衝帯を設けるというふうに。</li> <li>● 委員長代理が、電気、上下水道が結構重要だと発言があったのですが、これは経済効率で、お金の問題で総合的な評価をして頂いたらいいかなと。例えば上下水道等の整備が必要でお金がかかると。一方では、造成が少なくてもいいからお金がかからないと。収集運搬コスト・ランニングコストがかかるから、トータルでどの程度、お金がかかるとか、大体の感覚で何か出してくれたら評価できるかなと思いました。</li> </ul>
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● むしろこの委員会で議論してほしいから、素材を提供することで、おまとめになった。先走って、総合評価を事務局が出したら、何のための委員会かとなるから、敢えて押さえたと思うので。一つ一つの用語は厳密にやったほうがいいかと思いますが、総合評価は、事務局が最初に出すというのは、返って委員の議論をミスリードしかねないと遠慮されたと思うので、私はこの段階ではいいと思います。</li> </ul>
田中(啓)委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活環境とか、自然環境を全部総合してと言っている訳じゃないのです。経済効率だけに関しては、お金の問題なので、分からないのですよ。例えば、電気・上下水道が、整備が必要であれば、どの程度かかるのか。だけど造成の方で、少なければ、節約できますからね。そこの部分については、並べられても何が重要なかが、今一つ分からないので、総合的な評価があってもいいんじゃないのかなと思うのです。</li> </ul>
事務局(吉住)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現施設収集運搬効率は、稼動から年間を通じて何割位増える要素になってくるか、数字的に整理することはできます。電気・上下水道等の供給の整備が容易であるということも、明確な工事費とか施工費は、出せないのですが、3つか4つ位のランク分けする方法で、ここは特によいか、中間位、特に費用が必要であるという整理はできるかなと思います。</li> </ul> <p>造成費は、場所が決まり、測量行なって、造成計画を立てて、初めて明確な造成費を出すことができますが、地図上の勾配等を検討し、この場所は造成費として、どれ位必要ですと数値的に出すことができます。次回に、経済効率のみを、比較評価表に整理して提案させて頂くことは可能と考えております。</p>
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収集運搬のお金が、寄与が大きいのか、上下水道に関する寄与が大きいのか、</li> </ul>

	<p>造成の部分でお金がかさむのか、その感覚もよく分からないから、目の子がつくような表現にしてほしいということですね。大雑把で結構ですので、お答え頂いたらいいかと思います。</p>
<p>佐藤委員 吉田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 結構です。それに関しては参考資料としてね。</li> <li>● ⑥－１、⑧－１の備考には、産業廃棄物処理場等でリスクを精査する必要があるとか書かれているのですが、リスクを精査した場合に、どういう結果が出てくる可能性があるのでしょうか。</li> </ul>
<p>事務局(吉住)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ⑥－１は、一般廃棄物を奈良市で、以前埋め立てしており、最終の流末については、排水処理できる施設を造っております。⑧－１も同じことが言えるのですが、廃棄物をサンドイッチ形式で埋め立てますので、ごみ焼却施設を造るにあたっては、土質調査をして、杭を打ったり、対応が必要になってくることも考えられますので、リスクを検討したいと。⑨－１は、産業廃棄物を処分されて、現在の敷地になってますが、産業廃棄物、どういうものを入れられるか、確認できない中で、土質の支持力もさることながら、処分場の処理施設等も検討していかなくてはならないということです。</li> </ul>
<p>三浦委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これだけの広さで、全部が産廃が埋まってないですよ。土地の使い方によっては、外すことは可能な訳で、これは一面的な書き方と思うのです。</li> </ul>
<p>渡邊委員長代理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土壌汚染対策法だったかな。どういうところが土壌汚染の可能性あるのかっていうので、一時勉強したときがありますが、水質汚濁防止法における特定施設があった場所。特定施設は有害物を使った場所という、厳密な規定があって、この産業廃棄物処分場等は、処理施設、どちらも入ると思います。それで淡々とやるしかないと思うのです。その適用を受ける地域であるということかと思います。</li> </ul>
<p>森住委員 四元委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その位で、いいね。</li> <li>● 今の備考のことですけれども、選定する際にどれ位のデータが出てくるのかね。まだ何もつつこんでおられないということですか。</li> </ul>
<p>事務局(仲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一つの評価の基準として書かせて頂いている訳で、候補地になったときは、どういうものが埋まっているのかは精査しなきゃなとは思っております。どんなものがあるのか、我々そこまで調べておりません。</li> </ul>
<p>渡邊委員長代理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土壌汚染対策法では、使用用途が変わらない場合には、その状態でその土地を使いましょうという話になっているのです。例えば住宅にするとか、元工場であったところを学校のグラウンドにするとか。土を食べたり、埃を吸ったりする可能性があるところに転用する場合には、気を付けなければならないけれど、用途を工場から工場にするときには、大きな工事はしなくても、ずっと使い続けましょうという法律だったと思います。</li> </ul>
<p>コンサル(館田)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土対法は、汚染土壌があったときは兎に角ここから土を持ち出すなという話が出てくる。最終処分場の適正化マニュアルも、環境省から出されており、遮水構造として持ってないところで、過去に最終処分場として使ったところにつ</li> </ul>

渡邊委員長代理	<p>いても、適正処理ということで、周りを切ってシート入れて止めましようとか、マニュアルで出されていますので、基本的には、技術的には対応は可能という認識でよいと思うのです。作業としてステップが一つ増えますよという認識でよろしいかと思えます。あるから絶対だめという訳ではないとご理解をして頂ければと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設の規模に関する参考資料がありますが、特に今日しなくてもいいかと思えますので、規模なりの話になったときに。次回ということで。</li> </ul>
渡邊委員長代理	<p>(4) 今後の策定委員会開催日程などについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 募集は10月10日からで、12月9日から作業をしますので、12月の終わり位で。次回は、10月の30日に次回行なう予定になっております。この内容ですが、中間の応募がきても、それをたたく訳にはいきませんので、勉強会的なことをしようと思ってるのですが、見学の時に見られたことを、少し復習しまして、施設見られたと思いますが、その状況について、勉強会と。もう一つ、一般廃棄物処理施設を計画するにあたって、避けては通れないのがPFI的な方法による整備であります。館田さん、このことについて、お話をさせて頂けたらと思っております。次々回は12月26日の金曜日でお願い致します。他に、議事録等でご注意頂くことなかったら、ここで終わります。傍聴の方の資料につきましては、回収させて頂きたいと思えます。</li> </ul>
事務局(深村) 渡邊委員長代理 事務局(深村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料を回収させて頂きますので、もうしばらく席でお待ちください。</li> <li>● 回収終わりましたか。ありがとうございます。</li> <li>● 長時間に渡りご審議頂き、ありがとうございます。次回10月30日の開催についてもよろしくお願い申し上げ、本日はこれもちまして閉会とさせて頂きます。</li> </ul>